

2018（平成30年度） 福岡県職員（公衆衛生医師）採用試験案内

1 採用予定者数・勤務先等

採用予定数	3名（採用適任者がいない場合は、採用を見送ることがあります。）
勤務先	福岡県保健医療介護部本庁及び保健福祉（環境）事務所（保健所）等
仕事の内容	保健・医療・介護に関する施策の企画立案及び事業の推進 ①がん、生活習慣病の予防など県民健康づくり ②自殺やうつ病、アルコール依存症などこころの健康づくり ③新型インフルエンザなど感染症や食中毒の予防、薬物乱用などによる健康被害の防止 ④小児、周産期医療など医療提供体制の整備や在宅医療の推進 ⑤特別養護老人ホームなど高齢者施設の整備や介護予防の支援 ⑥医療保険や介護保険制度に関する事務 など

2 受験資格

- ①医師免許を有し、医師法に定められた臨床研修を修了した者又は平成31年3月31日までに修了見込みの者
- ②原則として年齢50歳未満の者（平成31年4月1日現在）
- ③公衆衛生行政に関心と熱意を有し、保健医療介護部本庁及び保健福祉（環境）事務所（保健所）等で勤務することが可能な者

（注1）臨床研修を修了する見込みの者は、修了期限までに修了できなかった場合には、この試験に合格しても採用される資格を失います。

（注2）この試験を受けられない者

地方公務員法第16条に該当する者

- ・成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・福岡県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日・試験場

試験日	試験場
平成30年8月初～中旬 （受験者に通知します。）	福岡県庁（福岡市博多区東公園7-7）

4 試験の方法

面接試験、小論文（800字程度）等により選考します。
（小論文のテーマは、「公衆衛生医師として取り組みたいこと」です。）

5 受験手続

受付期間	申込方法
平成30年6月1日（金）から 平成30年7月31日（火）まで 持参の場合の受付時間は8時30分～17時45分です。（土曜・日曜・祝日を除く。） ※郵送の場合は、7月31日（火）までの消印のあるものを受け付けます。	市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付の上、医師免許証（写）、小論文を添えて、福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課に持参または郵送してください。 なお、締切間近の郵送は、速達をお願いします。 【申込・お問い合わせ先】 〒812-8577（住所記載不要） 福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課総務係 TEL 092-643-3237

（注1）この試験において提出された書類は、一切返却しません。

（注2）履歴書等に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

6 採用予定時期

合格者の採用は、平成31年4月1日を目途に調整させていただきます。

福岡県保健医療介護総務課

お問い合わせ TEL(092)643-3237 ホームページURL

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ishisaiyo.html>

採用後の勤務条件等

勤務時間・休暇

- ・勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日・日曜日、祝日、年末年始は休みです。
- ・年次休暇は、1暦年ごとに20日（4月採用のときは最初の年は15日）、最大20日まで翌年に繰り越すことができます。そのほか、特別休暇（夏季、結婚、出産・子育て支援、長期勤続、忌引など）、病気休暇の制度があります。

【子育て支援制度の主なもの】

- ・子どもが3歳になるまでの育児休業のほか、週の勤務時間を短縮する育児短時間勤務など、職員が仕事と子育てを両立できるような制度が充実しています。
- また、男性職員の子育てへの参加も推進しています。

制 度	給 与	男 性	女 性	内 容 ・ 利 用 期 間 等
産前産後休暇	あり	×	○	産前・産後にそれぞれ8週間以内
出産補助休暇	あり	○	×	妻の出産に伴う入退院への付添い等 (入院から産後2週間までの間に3日以内)
父親育児休暇	あり	○	×	妻の出産時期に生まれた子または上の子の世話をする 父親への休暇（産後8週間までに5日）
子育て支援休暇	あり	○	○	子を看護するときや学校の行事に参加するときの休暇 (小学生以下：年5日(2人以上は年10日まで)、中学生 ：年3日(2人以上は年6日まで))
育児休業	なし	○	○	3歳未満の子を養育する場合、期間を決めて休業する 制度
部分休業	なし	○	○	小学校就学前の子を養育する場合、朝夕1日計2時間内 で休業する制度
育児短時間勤務	なし	○	○	小学校就学前の子を養育する場合、5つのパターンの中 から希望する短期間勤務の形態を選び、予め決めた曜日 や時間帯によって勤務する制度

給 与

- ・「福岡県職員の給与に関する条例」に定める医師職給料表が適用されます。
- ・経験年数に応じた給与の目安は下記のとおりです。

	採 用 時	採用後10年目
給 料	約305,000円	約429,000円
地 域 手 当	約 48,000円	約 71,000円
扶 養 手 当	—	16,500円
初任給調整手当	約160,000円	約160,000円
合 計	約513,000円	約676,500円

※上記の額は、大学を卒業して医師免許を取得し、かつ医師法に定められた臨床研修（2年間）を修了した後、直ちに県に採用された場合で、平成30年4月現在の制度によるものです。

なお、採用前の経験年数等により加算される場合があります。

採用後10年目における扶養手当は、扶養家族を配偶者と子1人の場合で算出しています。

初任給調整手当は、原則として採用の日から35年間支給され16年間は定額で、17年目以降は段階的に減額して支給されます。

ただし、これらの額は、今後の条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

※ボーナスは6月と12月の年2回、年間約4.35月分の支給があります。

ただし、今後の条例等の改正により、変更されることがあります。

※これらの手当のほかに、実績に応じて時間外勤務手当や特殊勤務手当が支給されます。

配属・異動・昇任

- ・採用後は、県内の各保健福祉(環境)事務所(保健所)等に配属され、その後、保健医療介護部本庁や他の保健福祉(環境)事務所(保健所)等への異動があります。昇任の目安は下記のとおりです。



研 修

- ・豊かな創造力と柔軟な思考力を養うために、階層別研修や課題別研修を実施しています。
- また、公衆衛生医師としての専門的知識、技能を高めるための専門研修などもあります。

【保健福祉行政研修】

- ・公衆衛生活動に必要な幅広い知識や技術の向上を目的に、事例検討会や講話を実施しています。

【大学等における研修（基礎研修、専門研修）】

- ・基礎研修（年間50日、3年間）、または専門研修として週1日以内の範囲で大学等の研修を受けることができます。